

○山形県職員等に対する退職手当支給条例 <抜粋>

昭和28年10月5日山形県条例第26号

第5章 山形県退職手当審査会

(設置)

第20条 前条の規定による退職手当管理機関の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第21条 審査会は、委員3人をもつて組織する。

(委員)

第22条 委員は、学識経験を有する者のうちから必要の都度、知事が任命する。

2 委員は、調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第23条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第24条 審査会は、第15条第2項、第17条第1項又は第18条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

3 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第25条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。